

台東区告示第38号

令和8年度労働報酬下限額について

令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、東京都台東区公契約条例（令和5年1月台東区条例第56号）第8条第3項の規定により、以下のとおり告示する。なお、工事又は製造の請負契約については、令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和8年1月30日

台東区長 服 部 征 夫

業務委託契約及び指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,501円
---------	---------------

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改正され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。